

総行住第33号
令和6年2月22日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震の影響を踏まえた住民基本台帳ネットワーク
システムに関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）

令和6年能登半島地震の影響による住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を用いた事務の取扱いについては、令和6年1月5日付け総行住第9号及び令和6年1月15日付け総行住第12号にて、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町（以下「被災地域」という。）において、住基ネットを用いた事務のうち、①住所地が被災地域となっている者への住民票の写しの広域交付、②転出地が被災地域となっている者への特例による転入処理、③転出地が被災地域となっている者の転入通知情報の送信及び④本籍地が被災地域となっている者の戸籍附票記載事項通知情報の送信が行えない旨を通知しているところですが、石川県から、①についての事務が可能となった旨の連絡がありました。

住民基本台帳事務の処理が困難な状況である被災地域においては、当該被災地域から転出した住民の住民票が消除されていない可能性があります。このような場合、被災地域の住民票の写しを広域交付することは適当でないため、住所地が被災地域となっている者への住民票の写しの広域交付に当たっては、被災後に他の市区町村への転出がないことについて、必ず口頭での質問及び住基ネットの本人確認情報により確認をした上で対応するようお願いいたします。

なお、住民票の写しの広域交付に当たっては、マイナンバーカードなどの顔写真付きの本人確認書類による本人確認を行う必要がありますので申し添えます。

（住民基本台帳法第12条の4第1項、住民基本台帳法施行規則第4条第2項）

また、②～④の事務に係る処理が可能となった市町については、順次通知します。

各都道府県においては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）にも周知されるようお願いいたします。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課 瀧口、和泉

TEL：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592